

柏市老人福祉センター指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

柏市（以下「本市」という。）では、柏市老人福祉センター（以下「センター」という。）の設置目的を効果的かつ効率的に達成させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び柏市の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年柏市条例第103号。以下「指定手続条例」という。）第2条の規定に基づき、平成18年4月からセンターの管理運営を行う指定管理者制度を導入しており、これにより本市は、指定管理者の主体的な創意工夫により、住民サービスの向上と行政コストの縮減が図られることを期待しています。

このたび、センターの指定管理者の指定期間が満了となることから、新たに指定管理者となる事業者を次のとおり募集します。

本施設は老人福祉センターではありますが、令和9年度より60歳未満及び市外の方の利用も可能な施設となります。従来から取り組んできた介護予防や健康寿命の延伸に関する事業等の実施に加え、施設における多世代交流を通じて、高齢者の介護予防や健康寿命の延伸、相互理解の促進を図るとともに、センターが誰もが憩える居場所として地域コミュニティの活性化に寄与することもできるような施設ともなるよう施設の充実を図ってください。

2 施設及び業務の概要等

(1) 施設の概要

ア 柏寿荘

イ 南部老人福祉センター「かたくりの里」

ウ 沼南老人福祉センター「いこい荘」

※ 各施設の概要及び業務の範囲・内容の詳細については、「柏市老人福祉センター指定管理者募集時業務仕様書」を参照してください。

(2) 業務の範囲・内容

ア 事業の企画及びその実施に関する業務

イ 利用の登録、使用許可等に関する業務

ウ 施設の運営に関する業務

エ 利用者への対応に関する業務

オ 利用料金の収受、減額及び免除及び返還等に関する業務

カ 施設及び設備等の維持管理に関する業務

キ その他市長が定める業務

3 指定期間

- (1) 指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）とします。
- (2) 指定期間は、柏市議会令和8年第4回定例会での議決を経て正式に確定します。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命じる場合があります。

4 指定管理料

指定管理料の金額等については、会計年度ごとに指定管理者から提出された収支計画書を踏まえ、予算編成過程や予算の議決を経て、当初予算額の範囲内で当該年度の年度協定締結時に決定するものとします（収支計画書に記載された金額がそのまま指定管理料の金額とはならない場合があります）。

(1) 指定管理料の総額

指定期間中の指定管理料の総額は、888,000千円以下とします。

※指定管理期間が複数年度にわたる場合、指定管理料の総額については、債務負担行為の設定が必要となるため、議会の議決を経て決定することになります。

(2) 指定管理料の支払方法

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとの指定管理料は、指定管理者の請求に基づき、半期ごとに分割して支払うものとします。

なお、支払い時期や方法については、別途協定にて定めるものとし、指定管理料の総額のうち、以下の項目については精算項目とします。精算の取り扱いについては仕様書の項目15「指定管理者の収入等」に記載しています。

- 【精算項目】・修繕費
・光熱水費

5 応募資格

センターについて、指定管理者の応募申請を行えるものは、法人その他の団体（以下「応募団体」という。）または複数の団体で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

応募団体、共同企業体を構成するすべての団体（以下「構成団体」という。）及び共同企業体（以下、これらを総称して「応募団体等」という。）と、応募団体の代表者及び役員等は、応募受付開始日から基本協定の締結日までにおいて次に掲げるすべての要件を満たしているものとします。

なお、次に掲げるすべての要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことがあります。

- (1) 応募団体または構成団体が法人格を有しない場合は、団体の規約及び事業計画を有していること。
- (2) 社会福祉法に規定する社会福祉事業、老人福祉センターの管理運営の実績を有する

こと。

- (3) 千葉県、東京都、埼玉県、茨城県のいずれかに事業所を有すること。（ただし、共同企業体の場合は代表団体がいずれかの県内、都内に事業所を有していれば可とする）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の1第1項において準用する場合を含む。）の規定により、本市の一般競争入札または指名競争入札への参加を制限されていないこと。
- (5) 納税義務がある場合は必要な申告などを行っていること、及びその場合において地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（応募団体及び構成団体が法人格を有しない場合は、その代表者が地方税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと）。
- (6) 市長、副市長、若しくは議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準じる者、支配人または清算人となっている法人（本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）ではないこと。
- (7) 本市から入札等に係る指名停止または指名回避等の措置を受けていないこと。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するとして、公正取引委員会または関係機関に認定された場合、当該認定された日から2年を経過していること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれに準じる団体をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (12) 代表者、役員、若しくはその使用人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員と、これに準じる者をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (13) 暴力団または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にないないこと。
- (14) 応募団体等または応募団体等の代表者若しくは役員等が、暴力団若しくは暴力団員に協力していないこと、または暴力団若しくは暴力団員を利用していないこと。
- (15) 上述(11)から(14)に関する応募資格を確認するために行う警察への情報提供について同意していること。
- (16) 共同企業体として応募する場合は、代表団体、代表者並びに構成団体の名称とは別の共同企業体としての名称が定められていること。
- (17) 応募団体が共同企業体の構成団体ではないこと、構成団体が2以上の共同企業体

の構成団体ではないこと（本市が認めた場合を除く）。

6 要求水準

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規定する老人福祉センターとして、無料または低額な料金で、地域の高齢者の健康相談等の各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための自主事業等を実施すること。
- (2) 市民の平等な使用の確保に努め公正中立な運営を行うこと。
- (3) 本市計画とセンターの設置目的に即した管理運営が行えること。
- (4) センター利用者の利用実態（延べ利用者数及び実利用者数、年齢構成、貸部屋稼働率、浴室利用者数等）を正確に把握し、その分析をすること。
- (5) 情報発信は、複数媒体を活用し、対象の特性に応じて適切に行うこと。
- (6) 稼働率を向上させ得る計画・運営を行うこと。
- (7) 多世代や周辺住民を含めて新規利用者獲得に向けた提案をすること。
- (8) 各センターの特色を踏まえた運営を行うこと。
- (9) 使用者のニーズを把握し、管理運営に反映すること。
- (10) 各センターのサービス向上とトラブル対応を備え、効率的な一体管理を行うこと。
- (11) 防災、防犯、緊急時の対策が適切に図られていること。
- (12) 自主モニタリングを行うなど継続的改善のための提案をすること。
- (13) 業務履行を含む各種保険に加入すること。
- (14) 職員の体制が十分であること。
- (15) 職員の採用、指導育成、研修体制が十分であること。
- (16) 職員等に対する最低賃金が保障されていること。
- (17) 組織体制、団体によるサポート体制が整備されていること。
- (18) 関係機関等との連携が図れる提案をすること。
- (19) 再委託先への責任を果たす提案をすること。
- (20) 経営状態が著しく不健全ではないこと。
- (21) 的確で実現できる事業計画、収支計画を提案すること。
- (22) 効率的な運営を行い、管理経費の縮減に努めること。
- (23) 本市と緊密な連携を図りながら管理運営を行うこと。
- (24) 個人情報の保護、情報公開の取り組みを適切に行うこと。
- (25) 市内雇用に配慮すること。
- (26) 高齢者雇用及び障害者雇用が確保されていること。

- (27) 労働基準法をはじめとする法令を遵守していること。
- (28) 男女共同参画社会の推進への配慮がなされていること。
- (29) 市内産業、周辺住民及び環境へ配慮すること。
- (30) 法令遵守（コンプライアンス）の意識があること。
- (31) その他本市の施策等について、本市と同様に実施する意識があること。
- (32) 応募団体等の役員若しくは職員または管理に係る業務に従事するもの（以下「職員等という。」）は、公の施設の管理に関して知り得た秘密を他に漏らし、または不当に利用しないこと（指定管理期間が終了し、若しくは指定を取り消され、または職員等の職を退いた後においても同様とする）。

7 応募スケジュール

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 令和8年7月3日～7月17日 | 募集要項の配布、個別説明会の受付 |
| (2) 令和8年7月21日～7月27日 | 現地見学会及び個別説明会 |
| (3) 令和8年7月28日～8月5日 | 質問の受付期間 |
| (4) 令和8年8月10日 | 質問の回答（ホームページ上） |
| (5) 令和8年8月13日～9月4日 | 応募申請受付期間 |
| (6) 令和8年9月下旬～10月中旬 | 候補者の選定（書類審査、面接審査） |
| (7) 令和8年10月下旬～11月上旬 | 選定結果の通知 |
| (8) 令和8年12月下旬 | 市議会の議決（指定管理者に指定） |
| (9) 令和9年1月下旬～ | 基本協定の締結 |
| (10) 令和9年2月中旬～3月中旬 | 管理準備期間（引き継ぎ） |
| (11) 令和9年4月1日 | 指定管理開始 |

8 募集要項の配布

- (1) 配布日時
令和8年7月3日（金）午前9時から令和8年7月17日（金）
- (2) 配布場所
本市ホームページ
URL <https://www.city.kashiwa.lg.jp/kourei/shiteikanri2026.html>

9 現地見学会及び個別説明会

- (1) 開催日時
令和8年7月21日（火）から令和8年7月27日（月）まで
日時については、後日本市から指定します。

(2) 開催場所

現地見学を希望する老人福祉センター（柏寿荘は改修工事中のため、対応できない可能性があります）

(3) 参加できる者

応募資格を有し、かつ応募申請を予定する者に限ります。（1団体あたり3名以内）

(4) 参加申し込み方法

参加を希望する団体は、令和8年7月17日（金）までに、現地見学会及び個別説明会参加申込書（様式第14号）に必要事項を記入の上、電子メールにて高齢者支援課に送付してください。なお、メールの送付をした場合は、電話により必ず高齢者支援課に個別説明会参加申込書收受について確認してください。

また、連絡先については「19 書類の提出及び問い合わせ先」をご覧ください。

10 質問事項の取り扱い

(1) 受付期間

令和8年7月28日（火）から令和8年8月5日（水）まで
なお、受付期間外の質問は一切受け付けません。

(2) 質問できる者

応募資格を有し、かつ応募申請を予定する者に限ります。

(3) 質問方法

令和8年8月5日（水）までに、質問書（様式第12号）に必要事項を記入の上、電子メールにて高齢者支援課に送付してください。なお、メールの送付をした場合は、電話により必ず高齢者支援課に質問書收受について確認してください。

また、連絡先については「19 書類の提出及び問い合わせ先」をご覧ください。

(4) 回答

令和8年8月10日（月）午後5時までに、本市ホームページに掲載します。

URL <https://www.city.kashiwa.lg.jp/kourei/shiteikanri2026.html>

11 応募の受付

(1) 受付期間

令和8年8月13日（木）から令和8年9月4日（金）まで
ただし、期間中の土曜日、日曜日、祝日を除きます。

なお、期間中の提出時間は午前9時から午後5時まで（時間厳守）とします。

(2) 受付窓口

高齢者支援課（柏市役所 別館2階）

(3) 受付方法

指定手続条例第3条の規定に基づき、「12 応募書類」に掲げる書類を添えて、

直接持参により高齢者支援課に提出してください。

F A X，郵送，電子メールによる受付は行いません。

提出時に書類確認等を行いますので、あらかじめ提出日時をお知らせいただくとともに、当日は提出内容について応答できる方が提出してください。

1 2 応募書類

応募書類は、正本1部と副本（写し可）12部及び電子データ（C D－R O M等）1部を提出してください。

※部数を指定されている項目の書類は、各項目のと通りの部数を提出してください。部数を指定されていない項目については、正本1部、副本12部を提出してください。

(1) 指定申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) (2) 事業計画書に基づく具体的な提案書（様式自由）

各種パンフレットなど、別途提案内容を説明する資料があれば任意に提出してください。

(4) 収支計画書（様式第3号）

5年間の収支計画を事業年度ごとに作成してください。

なお、様式第3号については、指定管理事業（提案事業を含む）にかかる収支計画を作成し、自主事業にかかる予算は計上しないでください。提案事業及び自主事業にかかる予算がある場合は、事業計画書（様式第2号）における各項目において、事業概要とともに収支計画を作成してください。

(5) 管理運営費提案書（様式自由）

管理運営費について、提案内容を説明する資料があれば任意に提出してください。

(6) 定款の写し及び登記事項証明書

応募申請日前3か月以内のものとしします。

なお、法人以外の団体などにあっては規約及び役員名簿等を提出してください。

(7) 団体の経営状況を説明する書類

正本1部及び副本3部を提出してください。

申請の日の属する事業年度の前事業年度分と、遡ること過去2年度間分の計3年度分について、次に掲げる資料（若しくはそれに相当する資料）を提出してください。

なお、応募団体等若しくはそれらの支配会社等が連結決算を行っている場合は、連結財務諸表等についても提出してください。

ア 貸借対照表

イ 損益計算書、売上原価の内訳明細（製造原価報告書を含む。）

ウ 株主資本変動計算書

エ 法人税申告書一式（別表一（一），別表四（一），別表五（一）（二））

別表関係の資料は必ず提出してください。

勘定科目内訳書については、申請の日の属する事業年度の前事業年度分のみ提出してください（３年度分の提出は必要ありません）。

オ キャッシュフロー計算書（作成している場合）

カ 営業報告書（作成している場合）

キ その他団体の財務状況を明らかにする書類

(8) 納税証明書等

本店または支店等の所在地において、地方税、法人税、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する書類（法人以外の団体は、その代表者が地方税、所得税、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する書類）。

ただし、納税に係る申告が必要ない場合や、本店または支店等の所在地において地方税、法人税、消費税及び地方消費税の課税がない場合については、証明書等の添付は不要とします。

(9) 事業計画概要書（様式第 7 号）

(2) 事業計画書の概要を記載して、正本 1 部のみ提出してください。

この資料は、情報公開請求等に際し団体の意向に関わらずそのまま公開することがありますので、それを前提として作成してください。

(10) 収支計画概要書（様式第 8 号）

(4) 収支計画書の概要を記載して、正本 1 部のみ提出してください。

この資料は、情報公開請求等に際し団体の意向に関わらずそのまま公開することがありますので、それを前提として作成してください。

(11) 共同企業体協定書兼委任状（様式第 9 号）

共同企業体で申請する場合は提出してください。

(12) 指定管理者の指定にかかる誓約書（様式第 10 号）

(13) 役員等名簿及び警察への照会承諾書（様式第 11 号）

暴力団の参入を排除するため、役員等の氏名及び生年月日などの個人情報を記載した名簿と、それら個人情報の警察への提供に係る承諾書とを提出してください。

(14) 利用料金提案書（様式自由）

利用料金について提案内容を説明する資料があれば任意に提出してください。

(15) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類の写し

(16) 団体の活動実績（類似施設の管理運営実績を含む。）を記載した書類

(17) その他、市長が必要と認めた書類

市長が必要と認めた場合は、適宜書類の提出を求めることがあります。

13 注意事項

(1) 情報の公開

団体が作成した書類等の著作権は団体に帰属しますが、指定管理者候補者（市議会

の議決を経ておらず、後述する選定の手続きを経て指定管理者の候補者に選定された団体等をいう。この募集要項において「候補者」という。)の選定や市議会への提供等、市長が必要と認める場合は、それらの内容が無償で利用し、または公開することがあります。

また、応募団体の名称や所在地、選定時における得点等についても公開する場合があります。

(2) 応募書類の複写

指定申請書等の必要書類は、指定管理者候補者選定委員会における検討資料などとして、必要に応じ複写する場合がありますのでご了承ください。

(3) 提出書類の再提出等

提出期限後の提出書類の再提出、差し替え及び追加提出は原則として認めません。ただし、市長が必要と判断した場合はこの限りではありません。

(4) 提出書類の返却

提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

(5) 言語、通貨及び単位等

申請に当たり用いる言語、通貨及び単位等は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

(6) 提出書類の様式等

日本工業規格A列4判の大きさの用紙に横書きするものとします。

ただし、証明書など、市長が認めた場合はこの限りではありません。

(7) ファイルへの編纂

提出書類は、ファイルに綴り提出するものとします。

なお、当該ファイルの編綴に当たっては、指定申請書を筆頭に「12 応募書類」の項目順に編纂した上で、各項目ごとにインデックスを添付し、見やすいようにしてください。

(8) 経営状況の確認

市長が必要と認める場合は、経営状況に関する追加資料の提供若しくは質問への回答を求めることがあります。

また、面接審査に際して、経理担当者の出席を求めることがあります。

(9) 提出に要する費用

申請に際し生じる一切の経費は、すべて応募団体等の負担とします。

候補者が指定期間以前に準備等で要した費用がある場合も、その費用はすべて候補者の負担とします。

(10) 本市が提供する資料の取り扱い

この募集に当たって本市が応募団体等に提供する資料は、指定申請にかかる検討以外の目的で利用することを禁じます。

また、目的が申請にかかる検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に利用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。

(11) 応募後の辞退

応募申請の受付後に指定申請を辞退する場合には、書面（辞退届，様式第13号）により速やかに届け出るものとします。

(12) その他

市長が必要と認める場合は追加資料の提出や聞き取り調査への協力を求める場合があります。

1.4 選定基準

指定手続条例第4条の規定に基づく審査基準は、次のとおりです。

選定基準		審査項目	審査内容（判断基準）	審査項目ごとの配点数
基本項目	[1] 市民の平等な利用の確保（条例第4条第1号）	1-1 平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	①公の施設としての市民の平等な利用を前提とした運営方針となっているか。 ②すべての利用者に対して公正中立な対応が可能な運営計画となっているか。	10点
	[2] 施設の効用（条例第4条第2号）	2-1 施設の設置目的や管理方針の理解度と、施設の効用を最大限に発揮する運営計画の具体性	①柏市高齢者いきいきプラン21計画に合致した運営方針になっているか。 ②施設の設置目的に照らして成果を得られる運営方針，運営計画となっているか。 ③老人福祉センターが抱えている課題を把握し，その解決に向けた運営方針，運営計画となっているか。	10点
		2-2 施設の効用を最大限に発揮できる可能性（広報・周知計画の妥当性と先進性）	①HPだけでなく，チラシ配架やInstagram等のSNSを組み合わせた複数媒体での周知計画が具体的に示されているか。 ②対象（ターゲット）の特性に応じた適切な情報発信手法が提案されているか。 ③SNS運用におけるリスク管理（炎上対策やガイドライン）が考慮されているか。	10点
管理運営能力	[3] サービスの向上（条例第4条第3号）	3-1 利用促進と魅力的な事業展開	①稼働率を向上させ得る利用促進計画となっているか。 ②多世代を含めた新規利用者獲得に向けて，魅力的な提案はあるか。 ③周辺住民が施設を利用するきっかけとなるような提案はあるか。	12点
		3-2 柔軟な提案と各館の特色づくり	①各センターごとに，特色ある機器の選定・設置をするなど，施設運営に関する柔軟な提案はあるか。 ②提案事業に対する具体的な提案や実現性はあるか。	10点
		3-3 サービスの質と3館の一体管理	①提供するサービス内容を向上するための取り組み内容は適切か。 ②利用者の多様化するニーズを的確に把握し，管理運営に反映させる適切な方策はあるか。 ③利用者とのトラブルの未然防止と対処方法について提案はあるか。 ④老人福祉センター3館の効率的な一体管理が可能な運営計画となっているか。	8点

	[4] 管理を安定して行う能力（条例第4条第4号）	4-1 施設の維持管理, 安全管理及び危機管理の内容, 的確性及び実現の可能性	①施設の維持管理や安全管理の提案が要求水準を満たしているか。 ②防災, 防犯, 緊急時の対策が適切に図られているか。 ③施設の設備や機能を活用した管理となっているか。 ④実績からして本件施設を良好に管理運営できる可能性はあるか。 ⑤自主モニタリングを行う計画はあるか。 ⑥継続的な改善を行う計画はあるか。	5 点
		4-2 安定的な運営が可能となる人的能力	①職員体制は十分か。 ②職員採用, 確保の方策は適切か。 ③施設の管理運営に必要な資格等を有している職員は確保されているか。 ④職員の指導育成, 研修体制は十分か。 ⑤職員の勤務形態及び勤務条件は適正か。	10 点
		4-3 安定的な運営が可能となる運営体制	①組織体制, 連絡網, 団体によるサポート体制が整備されているか。 ②地域, 関係機関, ボランティア等との連携が図れる提案となっているか。 ③再委託先の運営に関しても責任を果たす提案となっているか。	5 点
		4-4 安定的な運営が可能となる財政基盤	①団体の財務状況は健全（安全）か。 ②団体自体に, 運営を継続できる財務能力（収益）が期待できるか。	10 点
管理費用	[5] 効率的な管理（条例第4条第2号）	5-1 収支計画の内容, 的確性及び実現可能性	①収入, 支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ②収支計画の実現可能性はあるか。 ③利用料金についての考えは適切か。	10 点
		5-2 管理に係る経費の縮減効果	①市が支払うべき管理費用が必要最小限に抑えられているか。 ②ライフサイクルコストを縮減するための提案はあるか。	10 点
その他	[6] その他（条例第4条第5号）	6-1 個人情報等の適正管理	①個人情報保護及び公開の取り組みは適切か。	5 点
		6-2 市の方針等への理解と協力	①市民の雇用確保が図られているか。 ②高齢者や障害者の雇用に配慮しているか。 ③女性の登用に配慮しているか。 ④市内産業の振興への配慮がなされているか。 ⑤市の環境施策実現への配慮がなされているか。 ⑥コンプライアンス（法令遵守）の考え方や制度等が示されているか。 ⑦施設の周辺住民に対する対応が具体的に示されているか。 ⑧その他市の施策への協力等の提案はあるか。	5 点

15 選定方法等

上述の選定基準に基づき, 指定管理者候補者選定委員会において, センターの指定管理者として適当とみとめられる団体を優先交渉権者として選定します。

選定方法は提出された書類及びプロポーザル方式を予定しています。

※ プロポーザル方式とは, あらかじめ事業内容等について提案をいただき, その内容を募集要項等であらかじめ示した評価基準等に基づいて審査を行い, 最も優れている提案を行ったものを選定する方式をいいます。

(1) 資格審査

市議会の議決を経て指定される以前に応募団体等が次に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合は、当該応募団体等は応募資格を失うものとします（応募団体等が選定されていた場合は選定を取り消すことがあります）。

ア 応募資格のすべてを満たさない場合

イ 応募書類の提出方法，提出先または提出期限などが守られなかった場合

ウ 応募書類に記載すべき事項の全部または必須の記載項目などが記載されていない場合

エ 応募書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

オ 応募書類に虚偽または不正な内容が記載されている場合

カ 業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合

キ 応募団体等及びその関係者が選定における公正な手続きを妨げ，または公正な価格の成立を害し，若しくは不当の利益を得ようとした場合

ク その他，市長が選定を行うに当たって不適当と認めた場合

(2) 書類審査

令和8年9月下旬～10月上旬実施（予定）

指定管理者候補者選定委員会において，面接団体に対して応募内容に関する書類審査を行います。

応募団体が多数の場合などにおいては，書類審査終了後に行う1次評価により，面接審査の対象となる応募団体等（以下「面接団体」という。）を限定します。

ただし，応募団体等の数が少ない場合などにおいては1次評価を実施しないことがあります。

(3) 面接審査

令和8年10月上旬～10月中旬実施（予定）

指定管理者候補者選定委員会において，面接団体に対して応募内容に関する面接審査を行います。

面接団体は，その代表者または代理の方3名までが出席できます。事業計画書等の説明（プレゼンテーション）及び選定委員からの質疑に対する回答などをお願いいたします。

また，説明にあたりプロジェクター等を使用する場合は事前にご連絡ください（プロジェクター及びスクリーンについては本市で用意いたします。その他必要な機材は面接団体においてご用意ください）。

なお，審査に要する一切の経費は，すべて面接団体の負担とします。

面接審査終了後に行う総合評価により，指定管理者の候補者（第1優先交渉権者）を選定します。

なお，評価の結果，候補者を選定しない場合や，第2優先交渉権を与える面接団体（以下「第2優先交渉権者」という。）を選定する場合があります。

ただし，第2優先交渉権者の権利は，第1優先交渉権者との基本協定締結をもって

消滅するものとします。

(4) 選定結果の通知

令和8年10月下旬～11月上旬（予定）

選定結果は、書面にて通知します。

(5) 選定結果の公表

選定結果は、市ホームページ等で公表します。

(6) 選定後の協議

候補者の選定後、市長は、業務を実施するうえで必要となる詳細事項について候補者と協議を行うものとします。

なお、候補者との協議が整わない場合は、第2優先交渉権者と協議を行うことがあります。

16 指定管理者の決定

候補者は、柏市議会令和8年第4回定例会の議決を経て、指定管理者として決定（指定）されます。

ただし、指定前に、候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が発生したときは、候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、候補者は、当該議決（指定管理者の指定）を得られないことにより生じる一切の損害賠償請求等を行わないものとします。

17 協定の締結

市議会の議決を経て候補者が指定管理者に指定された後、前述15(6)の協議の結果を踏まえ、市長は、指定管理者と管理の細目事項等について基本協定を締結するものとします。

また、指定期間に含まれる各年度の指定管理料等の支払い等については、年度協定を締結するものとします（ただし、初年度の指定管理料等の支払い等については基本協定に含むものとします）。

なお、本市が必要と認める場合は、市議会の議決以前に本市と候補者は仮基本協定を締結することができるものとします。

18 指定の取り消し等

施設の適正管理を期するため、指定管理者が本市が行う指示等に従わないとき、その他本市が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、本市は指定管理者の指定を取り消しまたは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

また、指定を取り消しまたは期間を定めて管理業の全部または一部の停止を命じた場合において、指定管理者はそれにより生じた一切の損害について賠償請求等を行うことができないものとします。

19 書類の提出及び問い合わせ先

柏市健康医療部高齢者支援課いきがい施設係（柏市役所 別館2階）

〒277-8505

千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話 04-7168-1996（直通）

FAX 04-7167-1282

電子メール kourei-shiteikanri@city.kashiwa.chiba.jp